



鳥取労働局発表
平成23年11月25日

職業安定部職業対策課
課長 平岡 富士男
障害者雇用担当官
有澤 秀夫
電話 0857-29-1708

鳥取県における平成23年「障害者の雇用状況」集計結果

(平成23年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

鳥取労働局(局長 ^{もりたひろし} 森田啓司)は、平成23年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況を取りまとめました。

障害者の雇用状況については、「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」により1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けられている事業主が、毎年6月1日現在の状況を国に報告することとされています。

なお、改正障害者雇用促進法施行(平成22年7月1日)により、本年度から短時間労働者(週の所定労働時間が20時間以上30時間未満)が障害者雇用率の算定対象となるなど、障害者雇用に関する制度が変更されています。(注)

平成23年の結果等におけるポイント

1 民間企業(56人以上規模)における状況について

- ① 障害者の実雇用率は、1.78%であった(仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.86%となる)。
- ② 法定雇用率達成企業割合は56.4%で、引き続き全国平均(45.3%)を大幅に上回っている。

(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を比較する場合は注意が必要である。

2 地方公共団体における状況について

- ① 県の機関では知事部局と警察本部は、法定雇用率(2.1%)を達成したが、病院局が法定雇用率を下回った。
- ② 県教育委員会の実雇用率は1.63%で、法定雇用率(2.0%)を下回る状況が続いている。
- ③ 市町村の機関(26機関)では、4機関が法定雇用率(2.1%)を未達成であった。

3 今後の対応について

- ① 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進するべき立場にあるため、未達成機関の長に対し、労働局幹部が指導を行う。
- ② 民間企業に対しては、ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、鳥取障害者職業センター、鳥取高齢・障害者雇用支援センター等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率

①一般の民間企業（56人以上規模の企業：1.8%の法定雇用率）における障害者雇用数は、985.5人（実人数789人）で、66.5人（実人数83人）増加した。

このうち身体障害者は705.5人（実人数515人）、知的障害者は239.5人（実人数227人）、精神障害者は40.5人（実人数47人）であった。

②平成22年6月2日から本年6月1日までの1年間の新規雇用者数は69.5人（実人数61人）で、前年より8人減少した。

③実雇用率は、2年前と同じ1.78%であり、法定雇用率を下回った。

④法定雇用率達成企業（204企業）の割合は56.4%で、前年（59.6%）を3.2ポイント下回った。

⑤法定雇用率未達成企業（158企業）のうち0人雇用企業が101企業（63.9%）、1人不足（0.5人を含む）が114企業（72.2%）、0人雇用かつ1人不足企業が84企業（53.2%）であった。

【総括表、1(1)概況】

○産業別の状況

①産業別の障害者雇用数は、前年より、教育、学習支援業において76.0人、卸売業、小売業で22.5人増加したが、生活関連サービス業、娯楽業で76.0人減少した。他の業種では、僅かな増減又は横ばいとなった。

②実雇用率は、教育、学習支援業で9.78ポイント、農、林、漁業で1.09ポイント、宿泊業、飲食サービス業で0.79ポイント、上昇。生活関連サービス業で5.93ポイント、学術研究、専門・技術サービス業で0.41ポイント低下しており、他の業種は僅かな増減又は横ばいとなった。

③法定雇用率達成企業の割合は、農、林、漁業と不動産業、物品賃貸業が100%で、情報通信業は42.9%と14.3ポイント上昇となったほか、宿泊業、飲食サービス業で上昇したものの、他の業種では同水準又は低下しており、生活関連サービス業、娯楽業では22.3ポイント低下した。

【1(2)産業別の雇用状況】

○企業規模別の状況

①企業規模別に見ると、56～100人未満規模企業で45.0人、100～300人未満規模企業で2.5人、300～500人未満規模企業で0.5人、500～1000人未満規模企業で19.5人増加したが、1,000人以上規模企業では1.0人の減少となった。

②実雇用率は、300～500人未満規模企業で0.36ポイント上昇したが、56～100人未満規模企業で0.03ポイント、100～300人未満規模企業で0.1ポイント、500～1000人未満規模企業で0.18ポイント、1,000人以上規模企業では0.17ポイント減少した。

③法定雇用率達成企業の割合は、1,000人以上規模企業が前年に続き100%となり、300～500人規模企業で14.4ポイント上昇したが、56～100人未満規模企業で2.2ポイント、100～300人未満規模企業で5.0ポイント、500～1000人規模企業で7.8ポイント低下した。【1(3)企業規模別の雇用状況】

○独立行政法人等の状況

①独立行政法人等（48人以上規模の法人：2.1%の法定雇用率）における実雇用率は、0.37ポイント減少し、1.25%となり3年連続法定雇用率未達成となった。

【総括表】

2 地方公共団体における在職状況

○県の機関における在職状況

①県の機関（職員数48人以上：2.1%の法定雇用率）の実雇用率は2.19%で、対前年比0.29ポイント低下した。

②3機関中1機関が法定雇用率未達成であった。

【総括表、2(1)県の機関・2(3)各機関の状況】

○県の教育委員会における在職状況

- ① 県の教育委員会（職員数 50 人以上：2.0 %の法定雇用率）の実雇用率は、1.63 %で、対前年比で 0.11 ポイント低下した。

〔総括表、2(3)各機関の状況〕

○市町村の機関における在職状況

- ① 市町村の機関（職員数 48 人以上：2.1 %の法定雇用率）の実雇用率は、2.13 %で、対前年比で 0.25 ポイント低下した。
- ② 26 機関中 4 機関が法定雇用率未達成であった。

〔総括表、2(2)市町村の機関・2(3)各機関の状況〕

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---------|-------|----|----|--------------|--|--|--|-------|-------|----|----|---------------------------------------|--|--|--|
| ○ 民間企業 | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">1.</td> <td style="padding: 0 5px;">8%</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 0 5px;">（56人以上規模の企業）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2.</td> <td style="padding: 0 5px;">1%</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 0 5px;">〔労働者数48人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 1. | 8% | （56人以上規模の企業） | | | | 特殊法人等 | …………… | 2. | 1% | 〔労働者数48人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | | | |
| 一般の民間企業 | …………… | 1. | 8% | | | | | | | | | | | | | | |
| （56人以上規模の企業） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊法人等 | …………… | 2. | 1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔労働者数48人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2. | 1% | | | | | | | | | | | | | | |
| （48人以上規模の機関） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2. | 0% | | | | | | | | | | | | | | |
| （50人以上規模の機関） | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP11参照）。

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

- 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船舶用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船舶用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を比較する場合は注意が必要である。

1 民間企業における障害者雇用状況(法定雇用率1.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
鳥取県	55,320.5 人 (50,091.0 人)	985.5 人 (919.0 人)	1.78 % (1.83 %)	204 / 362 (196 / 329)	56.4 % (59.6 %)
全国	22,260,915.5 人 (20,356,456.0 人)	366,199.0 人 (342,973.5 人)	1.65 % (1.68 %)	34,102 / 75,313 (33,742 / 71,830)	45.3 % (47.0 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,210.5 人 (4,321.0 人)	92.0 人 (107.0 人)	2.19 % (2.48 %)	2 / 3 (2 / 3)	66.7 % (66.7 %)
全国	326,662.0 人 (303,351.0 人)	7,805.0 人 (7,598.5 人)	2.39 % (2.50 %)	142 / 157 (148 / 156)	90.4 % (94.9 %)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	6,143.0 人 (4,999.0 人)	131.0 人 (119.0 人)	2.13 % (2.38 %)	22 / 26 (22 / 26)	84.6 % (84.6 %)
全国	1,049,364.5 人 (939,759.0 人)	23,361.0 人 (22,547.5 人)	2.23 % (2.40 %)	1,969 / 2,353 (2,098 / 2,372)	83.7 % (88.4 %)

(3)法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,742.5 人 (4,142.0 人)	77.5 人 (72.0 人)	1.63 % (1.74 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
全国	687,931.5 人 (628,850.0 人)	12,152.0 人 (11,212.0 人)	1.77 % (1.78 %)	94 / 139 (79 / 130)	67.6 % (60.8 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

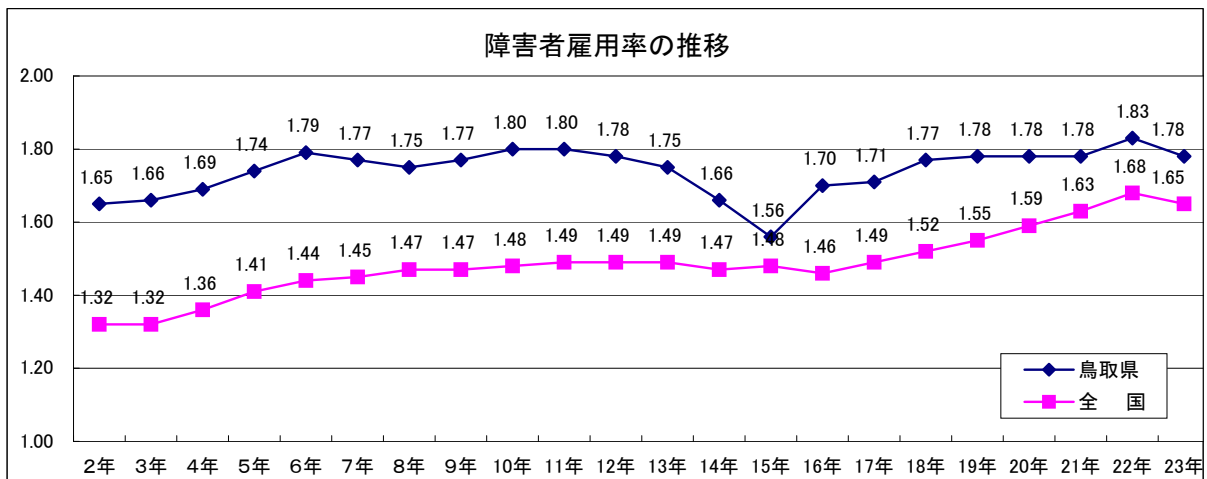
区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
鳥取県	1,921.5 人 (1,540.0 人)	24.0 人 (25.0 人)	1.25 % (1.62 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
全国	347,305.0 人 (295,944.0 人)	7,231.0 人 (6,639.0 人)	2.08 % (2.24 %)	201 / 288 (202 / 270)	69.8 % (74.8 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成22年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

年	鳥 取 県						全 国	
	企業数	常用労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数		障害者数	実雇用率
					社	割 合		
平成2年	327	53,350	881	1.65	179	54.7	203,634	1.32
3年	335	53,952	894	1.66	188	56.1	214,814	1.32
4年	344	55,207	933	1.69	199	57.8	229,627	1.36
5年	346	54,905	955	1.74	203	58.7	240,985	1.41
6年	339	54,909	984	1.79	212	62.5	245,348	1.44
7年	332	55,303	980	1.77	207	62.3	247,077	1.45
8年	323	54,594	953	1.75	192	59.4	247,982	1.47
9年	311	53,921	952	1.77	188	60.5	250,030	1.47
10年	304	53,781	966	1.80	188	61.8	251,443	1.48
11年	357	55,557	1,002	1.80	191	53.5	254,562	1.49
12年	355	54,970	976	1.78	197	55.5	252,836	1.49
13年	340	53,231	933	1.75	187	55.0	252,870	1.49
14年	324	49,141	816	1.66	178	54.9	246,284	1.47
15年	324	49,443	772	1.56	163	50.3	247,093	1.48
16年	333	51,027	870	1.70	178	53.5	257,939	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	54.8	269,066	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	56.5	283,750.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	57.9	302,716.0	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	60.5	325,603.0	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	59.0	332,811.5	1.63
22年	329	50,091	919.0	1.83	196	59.6	342,973.5	1.68
23年	362	56,503	985.5	1.78	204	56.4	366,199.0	1.65
対前年	33	6,412	66.5	△0.05	8	△3.2	23,225.5	△0.03



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- | | | |
|---|-----------------|---|
| <p>平成17年度まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 | <p>平成23年度以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） |
| <p>平成18年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） | | |

3：平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を比較する場合は注意が必要である。

(3)地方公共団体の各機関の状況

機 関 名	① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
	人	人	%	人	
鳥取県知事部局	3,219.5	75.0	2.33	0.0	特例認定あり(注4①)
鳥取県病院局	702.0	11.0	1.57	3.0	
鳥取県警察本部	289.0	6.0	2.08	0.0	
鳥取県教育委員会	4,742.5	77.5	1.63	16.5	
鳥 取 市	1,681.5	39.5	2.35	0.0	特例認定あり(注4④)
米 子 市	943.0	19.5	2.07	0.0	特例認定あり(注4②)
倉 吉 市	375.5	7.5	2.00	0.0	
境 港 市	256.0	5.5	2.15	0.0	
岩 美 町	212.0	3.0	1.42	1.0	特例認定あり(注4③)
若 桜 町	69.0	1.0	1.45	0.0	
智 頭 町	122.0	7.0	5.74	0.0	
八 頭 町	247.0	4.0	1.62	1.0	
三 朝 町	79.0	3.0	3.80	0.0	
北 栄 町	166.0	4.0	2.41	0.0	
湯梨浜町	184.0	1.0	0.54	2.0	
琴 浦 町	136.0	4.0	2.94	0.0	
大 山 町	234.5	4.0	1.71	0.0	
南 部 町	103.0	2.0	1.94	0.0	
伯 耆 町	139.0	3.0	2.16	0.0	
日 南 町	89.0	2.0	2.25	0.0	
日 野 町	64.0	1.0	1.56	0.0	
江 府 町	53.0	1.0	1.89	0.0	
倉吉市教育委員会	75.5	1.0	1.32	0.0	
鳥取市水道局	89.0	1.0	1.12	0.0	
米子市水道局	117.0	4.0	3.42	0.0	
鳥取市立病院	220.5	4.0	1.81	0.0	
国民健康保険智頭病院	118.0	2.0	1.69	0.0	
南部町国民健康保険西伯病院	156.0	2.0	1.28	1.0	
日南町国民健康保険日南病院	59.0	1.0	1.69	0.0	
日野病院組合	154.5	4.0	2.59	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
- 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- ①鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付で、鳥取県企業局と特例認定を受けている。
- ②米子市は、平成15年2月26日付で、米子市教育委員会と特例認定を受けている。
- ③岩美町は、平成18年2月23日付で、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。
- ④鳥取市は、平成23年3月11日付で、鳥取市教育委員会と特例認定を受けている。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年を比較する場合は注意が必要である。

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	企業 362 (329)	人 55,320.5 (50,091.0)	人 235 (218)	人 14 (11)	人 463 (467)	人 77.0 (10.0)	人 985.5 (919.0)	人 69.5 (77.5)	% 1.78 (1.83)	企業 204 (196)	% 56.4 (59.6)
全 国	75,313 (71,830)	22,260,915.5 (20,356,456.0)	92,325 (88,411)	8,656 (6,936)	164,200 (157,816)	17,386.0 (2,799.0)	366,199.0 (342,973.5)	31,644.5 (29,597.0)	1.65 (1.68)	34,102 (33,742)	45.3 (47.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	985.5 (919.0)	203 (190)	13 (11)	274 (275)	25 (-)	705.5 (666.0)	38.5 (49)	32 (28)	1 (0)	155 (160)	39 (-)	239.5 (216.0)	23.5 (20)	34 (32)	13.0 (10.0)	40.5 (37.0)	7.5 (8.5)
全 国	366,199.0 (342,973.5)	79,374 (76,575)	6,406 (5,007)	115,318 (113,638)	7,912 (-)	284,428.0 (271,795.0)	20,333 (20,230)	12,951 (11,836)	2,250 (1,929)	37,844 (35,636)	5,502 (-)	68,747.0 (61,237.0)	8,099 (7,060)	11,038 (8,542)	3,972.0 (2,799.0)	13,024.0 (9,941.5)	3,190.5 (2,307.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は平成22年6月1日現在の数値である。(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 産業別の雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を比較する場合は注意が必要である。

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者						
産業計	企業 362 (329)	人 55,320.5 (50,091.0)	人 235 (218)	人 14 (11)	人 463 (467)	人 77.0 (10.0)	人 985.5 (919.0)	人 69.5 (77.5)	% 1.78 (1.83)	企業 204 (196)	% 56.4 (59.6)	
農、林、漁業	企業 2 (1)	人 152.0 (65.0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 2 (1)	人 0.0 (0.0)	人 4.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)	% 2.63 (1.54)	企業 2 (1)	% 100.0 (100.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (-)	- (-)	
建設業	9 (6)	943.0 (581.0)	3 (2)	0 (0)	9 (7)	0.0 (0.0)	15.0 (11.0)	0.0 (2.0)	1.59 (1.89)	6 (5)	66.7 (83.3)	
製造業	99 (103)	15,415.0 (15,912.0)	82 (85)	2 (1)	114 (117)	3.0 (2.0)	281.5 (289.0)	23.0 (28.5)	1.83 (1.82)	64 (71)	64.6 (68.9)	
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (2)	120.0 (119.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (-)	0.0 (0.0)	
情報通信業	7 (7)	1,086.5 (1,062.0)	4 (4)	0 (3)	2 (3)	0.0 (0.0)	10.0 (14.0)	0.0 (7.0)	0.92 (1.32)	3 (2)	42.9 (28.6)	
運輸業、郵便業	12 (8)	1,628.5 (1,185.0)	6 (5)	0 (0)	14 (12)	0.0 (0.0)	26.0 (22.0)	3.0 (0.0)	1.60 (1.86)	7 (4)	58.3 (50.0)	
卸売業、小売業	80 (74)	11,445.5 (10,084.0)	30 (22)	1 (2)	80 (79)	13.0 (0.0)	147.5 (125.0)	7.5 (18.0)	1.29 (1.24)	38 (35)	47.5 (47.3)	
金融業、保険業	8 (8)	2,030.5 (2,018.0)	5 (6)	0 (0)	23 (20)	0.0 (0.0)	33.0 (32.0)	1.0 (0.0)	1.63 (1.59)	4 (5)	50.0 (62.5)	
不動産業、物品賃貸業	2 (1)	117.5 (60.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0.0 (0.0)	2.0 (1.0)	1.0 (0.0)	1.70 (1.67)	2 (1)	100.0 (100.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	5 (4)	460.0 (351.0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0.0 (0.0)	6.0 (6.0)	0.0 (2.0)	1.30 (1.71)	3 (3)	60.0 (75.0)	
宿泊業、飲食サービス業	16 (14)	2,139.5 (1,252.0)	11 (2)	1 (0)	18 (13)	10.0 (0.0)	46.0 (17.0)	2.0 (1.0)	2.15 (1.36)	7 (5)	43.8 (35.7)	
生活関連サービス業、娯楽業	9 (9)	995.0 (1,218.0)	4 (18)	0 (0)	6 (57)	6.0 (0.0)	17.0 (93.0)	0.5 (2.0)	1.71 (7.64)	4 (6)	44.4 (66.7)	
教育、学習支援業	9 (6)	752.5 (511.0)	17 (1)	0 (0)	47 (3)	0.0 (0.0)	81.0 (5.0)	0.0 (1.0)	10.76 (0.98)	4 (3)	44.4 (50.0)	
医療、福祉	69 (60)	12,245.0 (10,826.0)	51 (53)	8 (4)	92 (108)	40.0 (5.0)	222.0 (220.5)	27.5 (11.0)	1.81 (2.04)	40 (39)	58.0 (65.0)	
複合サービス事業	7 (6)	2,623.0 (2,535.0)	7 (8)	0 (0)	21 (21)	3.0 (2.0)	36.5 (38.0)	2.0 (2.0)	1.39 (1.50)	3 (3)	42.9 (50.0)	
サービス業	25 (20)	3,105.0 (2,312.0)	12 (10)	2 (1)	31 (23)	2.0 (1.0)	58.0 (44.5)	2.0 (3.0)	1.87 (1.92)	17 (13)	68.0 (65.0)	

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
産業計	985.5 (919.0)	203 (190)	13 (11)	274 (275)	25 (0)	705.5 (666.0)	38.5 (49.0)	32 (28)	1 (0)	155 (160)	39 (0)	239.5 (216.0)	23.5 (20.0)	34 (32)	13 (10)	40.5 (37.0)	7.5 (8.5)
農、林、漁業	4.0 (1.0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (-)	3.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	15.0 (11.0)	3 (2)	0 (0)	8 (6)	0 (-)	14.0 (10.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
製造業	281.5 (289.0)	78 (79)	2 (1)	76 (79)	2 (-)	235.0 (238.0)		4 (6)	0 (0)	33 (31)	0 (-)	41.0 (43.0)		5 (7)	1 (2)	5.5 (8.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	10.0 (14.0)	4 (4)	0 (3)	1 (2)	0 (-)	9.0 (13.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
運輸業、郵便業	26.0 (22.0)	6 (5)	0 (0)	13 (11)	0 (-)	25.0 (21.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
卸売業、小売業	147.5 (125.0)	27 (20)	1 (2)	49 (51)	5 (-)	106.5 (93.0)		3 (2)	0 (0)	23 (23)	6 (-)	32.0 (27.0)		8 (5)	2 (0)	9.0 (5.0)	
金融業、保険業	33.0 (32.0)	5 (6)	0 (0)	22 (20)	0 (-)	32.0 (32.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
不動産業、物品賃貸業	2.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (-)	1.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	6.0 (6.0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (-)	6.0 (6.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	46.0 (17.0)	6 (1)	1 (0)	8 (5)	4 (-)	23.0 (7.0)		5 (1)	0 (0)	10 (7)	6 (-)	23.0 (9.0)		0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	17.0 (93.0)	4 (5)	0 (0)	2 (3)	2 (-)	11.0 (13.0)		0 (13)	0 (0)	4 (51)	4 (-)	6.0 (77.0)		0 (3)	0 (0)	0.0 (3.0)	
教育・学習支援業	81.0 (5.0)	4 (1)	0 (0)	4 (3)	0 (-)	12.0 (5.0)		13 (0)	0 (0)	43 (0)	0 (-)	69.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
医療、福祉	222.0 (220.5)	46 (49)	8 (4)	54 (61)	12 (-)	160.0 (163.0)		5 (4)	0 (0)	28 (34)	21 (-)	48.5 (42.0)		10 (13)	7 (5)	13.5 (15.5)	
複合サービス事業	36.5 (38.0)	7 (8)	0 (0)	16 (17)	0 (-)	30.0 (33.0)		0 (0)	0 (0)	3 (3)	1 (-)	3.5 (3.0)		2 (1)	2 (2)	3.0 (2.0)	
サービス業	58.0 (44.5)	10 (8)	1 (1)	17 (14)	0 (-)	38.0 (31.0)		2 (2)	1 (0)	8 (9)	1 (-)	13.5 (13.0)		6 (0)	1 (1)	6.5 (0.5)	

注 1 (1) ②の表と同じ

(3) 企業規模別の雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を比較する場合は注意が必要である。

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 362 (329)	人 55,320.5 (50,091.0)	人 235 (218)	人 14 (11)	人 463 (467)	人 77.0 (10.0)	人 985.5 (919.0)	人 69.5 (77.5)	% 1.78 (1.83)	企業 204 (196)	% 56.4 (59.6)
56～ 100人未満	企業 181 (152)	人 13,573.5 (11,455.0)	人 71 (60)	人 4 (1)	人 154 (142)	人 17.0 (1.0)	人 308.5 (263.5)	人 25.0 (21.0)	% 2.27 (2.30)	企業 102 (89)	% 56.4 (58.6)
100～ 300人未満	148 (144)	23,111.0 (21,519.0)	77 (72)	6 (7)	160 (179)	31.0 (6.0)	335.5 (333.0)	25.0 (49.5)	1.45 (1.55)	83 (88)	56.1 (61.1)
300～ 500人未満	13 (16)	4,509.5 (5,447.0)	21 (22)	1 (2)	47 (46)	5.0 (0.0)	92.5 (92.0)	6.5 (5.0)	2.05 (1.69)	10 (10)	76.9 (62.5)
500～ 1,000人未満	18 (15)	11,330.0 (9,006.0)	42 (37)	3 (1)	80 (79)	15.0 (2.0)	174.5 (155.0)	13.0 (2.0)	1.54 (1.72)	7 (7)	38.9 (46.7)
1,000以上	2 (2)	2,796.5 (2,664.0)	24 (27)	0 (0)	22 (21)	9.0 (1.0)	74.5 (75.5)	0.0 (0.0)	2.66 (2.83)	2 (2)	100.0 (100.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用分	③ 知的障害者の数					f. うち新規雇用分	④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	
規模計	985.5 (919.0)	203 (190)	13 (11)	274 (275)	25 (-)	705.5 (666.0)	38.5 (49)	32 (28)	1 (0)	155 (160)	39 (-)	239.5 (216.0)	23.5 (20)	34 (32)	13 (10)	40.5 (37.0)	7.5 (8.5)
56～ 100人未満	308.5 (263.5)	49 (40)	3 (1)	64 (62)	4 (-)	167.0 (143.0)	22 (20)	1 (0)	79 (69)	9 (-)	128.5 (109.0)	11 (11)	4 (1)	13.0 (11.5)			
100～ 300人未満	335.5 (333.0)	70 (66)	6 (7)	106 (111)	14 (-)	259.0 (250.0)	7 (6)	0 (0)	43 (55)	13 (-)	63.5 (67.0)	11 (13)	4 (6)	13.0 (16.0)			
300～ 500人未満	92.5 (92.0)	19 (20)	1 (2)	26 (25)	2 (-)	66.0 (67.0)	2 (2)	0 (0)	14 (17)	3 (-)	19.5 (21.0)	7 (4)	0 (0)	7.0 (4.0)			
500～ 1,000人未満	174.5 (155.0)	41 (37)	3 (1)	64 (64)	5 (-)	151.5 (139.0)	1 (0)	0 (0)	13 (12)	6 (-)	18.0 (12.0)	3 (3)	4 (2)	5.0 (4.0)			
1,000以上	74.5 (75.5)	24 (27)	0 (0)	14 (13)	0 (-)	62.0 (67.0)	0 (0)	0 (0)	6 (7)	8 (-)	10.0 (7.0)	2 (1)	1 (1)	2.5 (1.5)			

注 1(1)②表と同じ

2 地方公共団体等における在職状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を比較する場合は注意が必要である。

(1) 県の機関(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	機関 3 (3)	人 4,210.5 (4,321.0)	人 31 (35)	人 2 (0)	人 21 (37)	人 14 (0)	人 92.0 (107.0)	人 12.0 (11.0)	% 2.19 (2.48)	機関 2 (2)	% 66.7 (66.7)
全国	157 (156)	326,662.0 (303,351.0)	1,970 (1,928)	131 (74)	3,585 (3,665)	298 (7)	7,805.0 (7,598.5)	275.5 (198.5)	2.39 (2.50)	142 (148)	90.4 (94.9)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	92.0 (107.0)	31 (35)	2 (0)	20 (25)	3 (-)	85.5 (95.0)	3.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	1 (11)	11.0 (-)	6.5 (11.0)	9.0 (6.0)	0 (1)	0.0 (0.0)	0.0 (1.0)	0.0 (0.0)
全国	7,805.0 (7,598.5)	1,967 (1,926)	131 (74)	3,477 (3,553)	238 (-)	7,661.0 (7,479.0)	244.0 (181.0)	3 (2)	0 (0)	21 (35)	48.0 (-)	51.0 (39.0)	25.0 (15.0)	87 (77)	12.0 (7.0)	93.0 (80.5)	6.5 (2.5)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成22年6月1日現在の数値である(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとして
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成22年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を比較する場合は注意が必要である。

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	機関 26 (26)	人 6,143.0 (4,999.0)	人 24 (21)	人 5 (4)	人 73 (73)	人 10 (0)	人 131.0 (119.0)	人 8.0 (12.0)	% 2.13 (2.38)	機関 22 (22)	% 84.6 (84.6)
全 国	2,353 (2,372)	1,049,364.5 (939,759.0)	5,958 (5,814)	353 (245)	10,781 (10,657)	622 (35)	23,361.0 (22,547.5)	1,226.5 (976.5)	2.23 (2.40)	1,969 (2,098)	83.7 (88.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	131.0 (119.0)	24 (21)	5 (3)	69 (70)	7 (—)	125.5 (115.0)	4.0 (9.0)	0 (0)	0 (1)	2 (2)	1 (—)	2.5 (3.0)	2.0 (2.0)	2 (1)	2.0 (0.0)	3.0 (1.0)	2.0 (1.0)
全 国	23,361.0 (22,547.5)	5,924 (5,783)	334 (226)	9,943 (9,934)	497 (—)	22,373.5 (21,726.0)	1,102.0 (886.0)	34 (31)	19 (19)	340 (325)	70 (—)	462.0 (406.0)	81.5 (52.0)	498 (398)	55.0 (35.0)	525.5 (415.5)	43.0 (38.5)

注 2(1)②の表と同じ